

岐阜大学機関リポジトリ運用指針

平成22年3月17日

図書館長裁定

平成29年3月15日改正

(趣旨)

第1 岐阜大学(以下「本学」という。)において運用する岐阜大学機関リポジトリ(以下「機関リポジトリ」という。)に関する事項は、この指針の定めるところによる。

(目的)

第2 機関リポジトリは、本学において作成された電子的形態の教育・研究成果を収集・蓄積・保存し、学内外に無償で発信・提供することにより、広く学術研究の発展に寄与するとともに社会に対する説明責任を果たし、社会に貢献することを目的とする。

(登録範囲)

第3 機関リポジトリに登録する教育・研究成果は次の各号に掲げるものとする。(文字資料以外の電子的資料(画像・データ集)を含む)

- 一 学術論文(学術雑誌掲載論文、プレプリント、学会発表資料等)
- 二 学位論文(博士、修士)
- 三 学内で作成された器用・研究報告等
- 四 教育資料(講義資料、講演記録、プレゼンテーション資料等)
- 五 学内に基盤をもつ学会・研究会が作成した紀要・研究会誌・研究記録等
- 六 その他、岐阜大学図書館長(以下「図書館長」という。)が適当と認めたもの

(登録者)

第4 機関リポジトリに教育・研究成果を登録することができる者(以下「登録者」という。)は、次に掲げる者とする。

- 一 本学に在籍し、又は在籍したことがある役員、教職員又は大学院学生
- 二 その他、図書館長が適当と認めた者

(公開要件)

第5 機関リポジトリにより公開することができる教育・研究成果は以下の要件を満たすものとする。

- 一 登録者が、単独又は他と共同で作成した教育・研究成果であること。
- 二 知的財産権に係る法令及び本学の規程等が遵守されていること。
- 三 次に掲げる事項について法令上又は社会通念上問題が生じないものであること。
 - イ 名誉、プライバシー等の人権に関する事項
 - ロ 情報セキュリティに関する事項
 - ハ 守秘義務に関する事項
- 四 その他、公開にすることについて問題が生じないものであること。

(登録)

第6 教育・研究成果の発行版がリポジトリで公開可能である場合、本学は当該発行版をリポジトリに登録することができる。発行版の公開は禁じているが著者版の公開を許している場合、研究成果の公開に同意した教員は、著者最終稿等を、できるだけすみやかに本学へ提出し、登録する。その登録作業については図書館職員が代行することができる。

(利用条件)

第7 機関リポジトリに登録された教育・研究成果を利用する者は、著作権法(昭和45年法律第48号)に規定する私的使用目的の複製、引用等の権利制限の範囲を超える場合には、岐阜大学図書館(以下「図書館」という。)を通じて、当該成果の著作権者から許諾を得なければならない。

(教育・研究成果の削除)

第8 図書館は、次のいずれかに該当する場合は、機関リポジトリに登録された教育・研究成果を削除できる。

- 一 教育・研究成果の作成者から削除の申請があり、図書館長がこれを適当と判断した場合
- 二 図書館委員会において公開を不適當であると判断し、削除することを決定した場合

(免責事項)

第9 本学は、機関リポジトリに登録された教育・研究成果を利用することによって生じた損害について、一切責任を負わないものとする。

(その他)

第10 この指針に定めるもののほか、機関リポジトリの運用に関し必要な事項は、図書館委員会の議を経て、図書館長が定める。

附 則

この指針は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成29年4月1日から施行する。